

り人を欺きいつはる事をつよく咎むべし、また幼子をあざむきて、いつはりを教ふべからず、大やう小兒のあしくなりぬるは、父母乳母かしづき馴る人の、をしへの道しらすで、其子の本性を傷へるゆゑなり、暫啼聲を止んとて、此を得さすべし、彼を興ふべしなど、すかして、誠なき事なれば、即是偽を教るなり、又恐しき事どもにて、よりくおとしいるれば、後には臆病のくせとなる、武士の子は殊に是を誠べし、○中略

士業勿怠○中略

一四民の内、士を以て長とす、故に士となるは大なるさいはひなり、文武のみちをまなび、身をして道を行ひ、その家を興し、先祖よりの家業を彌保ち守るべし、若艱危に値貧窮になり、或は多病にして、君に仕ふる事なりがたくて、農工商とならん事は口惜けれど、義によつて業を改るは苦しからず、但利の爲に父祖の家業を捨て、庶民となるべからず、我子孫をいましむべし、○中略

右の三條は、我愚蒙の言にあらず、古人意又如斯、我子孫たらん人、必厚く信じ、慎ておもひ、常に心に保ちて、守り行ふべし、違背すべからず、各其子のとし十五に及ばば、此法を相傳すべし、若幼にして父を喪ふものあらば、其兄及一族の内の長者其孤ををしへて、此法を傳ふべし、常にふかく秘して、他人に聞しむべからず、各其子もまた其子に傳へて、萬世に至る迄、永く廢すべからず、若此法に背く者あらば、大不幸におちて、我等泉下に朽ぬるとも、恨み惡むべき者也、

貞享三年甲子八月

貝原篤信書

〔光圀卿教訓〕西山様

○徳川光圀

より若君様○綱條

江被仰進候御傳言之扣

一御讀書之儀、前々々度々被仰進候、御身之益に罷成候段不及申、文字御働候得ば、當分御用御足候、而御老年之後、甚御慰に相成候事に候、仍之御精御出候様思召候事、